国民健康保険

問　国保税滞納世帯16世帯の保険証が未交付になっている。これは皆保険制度に反するものだ。無条件交付を実施すべきと思うがどうか。

滞納世帯の中には、真に払えない者もいる。条例の中に明確な基準を設け、救済すべきと思うが。

国の補助率の引き下げを住民に負担転嫁することなく、一般財源を投入して引き上げを抑えるべきだと思うが。

答　悪質滞納者に対する措置については、大多数の方の賛成のもとに決定したものであり、ある面では適切ではないかと思う。

滞納者の中には悪質な者も多い。ただ、貧困世帯については救済措置を考えるべきだろう。減免制度等善処したい。

組合員の国保税負担は限界にきている。今後一般財源からの繰り入れもある程度考えてやるべきだと思う。

減反政策

問　国は米の生産調整を進める一方で、米の輸入にも道を拓こうとしている。米作りを主体としたわが町においては、この強制減反は過酷なものでやめるべきだと思うが、どう考えるか。

答　町としても、廃止してもらいたいのが偽らざる気持ちである。しかし、減反を廃止した場合、全国的に見ると米の売れゆきに不均衡が生じるため、相互協力という意味からも減反を行っている、という説明を農林省から受けている。

道路排水整備

問　栗山南部地区は、駅より約1.5kmと通勤に便利で、宅地化が進んでいる。しかし、この地域は戦後農業用として区画された関係上、道路も排水も住宅用にはできていない。開発業者に対し、1mセットバックを指導できないか。できなければ、開発条例等を定めて道路、排水用地を確保すべきと考えるがどうか。また、ここ数年の開発の進捗状況を伺いたい。

答　都市計画策定作業を進める中で、一部純工業地域を除き、あとは農業地域だが、町の意向に反して宅地化が進んでいる。開発業者に1mセットバックを要望しても、財源的にできないのが現実だと思うが、関係課連繋をもって検討したい。

町全域の数値だが、県の宅地開発条例に基づく適用件数は60年度7件、分譲一二三区画二九三〇〇㎡、61年度9件、九〇区画、二八〇〇〇㎡、62年度11月末現在で7件、内分譲6件、六八区画、二〇九〇〇㎡である。

農地転用

問　6月ごろ、北清水地先に町内の鉄工所が工場用地にするため農地を取得し、転用の申請をした。町では不許可相当の結論を出したにも拘らず、県の許可がおりたと聞くが、いきさつを説明してほしい。

答　61年11月21日に、資材置場及び倉庫として転用申請のあったものだ。必要書類としての隣接地の同意書が得られないため、それにかわる理由書が添付されていた。翌月12月16日の定例会で審議、前日の反対陳情や地域の状況を判断し、不許可相当として県に進達した。（なお、本申請は千㎡以上の転用であるため許可権が知事にある）県では、申請者を呼んで事情聴取、現地調査し公害に対する被害防除計画、誓約書を提出させた。更に、地元に対しこの防除計画で了解できるか、申請者、町の同席する中で話し合いを行なった。以上の経過を辿った上で、県は許可した模様だ。

職員指導

問　町職員の町民に対するサービス、また、職員の専門知識の教育はどのように行っているか。先般農用地利用増進法に基づく売買の手続きをしたが、所得税の特別控除の恩恵が得られなかったケースがあったと聞いているが、どのような行政指導をしたのか。

答　町は、次の4点を基本姿勢としながら、各種の研修を行い職員の資質向上を図っている。①公務員として期待される役割を十分に認識する。②担当する職務の重要性とその目的内容をよく理解する。③職務の分担や人間関係を通して、職場の一員として職員自身が安定感を得られる。④講習、講話等を頂きながら、指導や助言により自己啓発の意欲に燃えるように。

特に専門分野にわたってはそれぞれの担当を県並びに関係機関に派遣し、専門知識の修得を図っている。

農地の売買に伴う租税特別控除については、農業委員会の許可を得た後の手続きの中で生じたことで、大変遺憾である。先般税務署の呼びかけにより、郡内担当者会議が持たれ、今後、農用地利用増進法に伴う特別控除の手続きについては、事前協議をもって対応することで申し合わせてある。

公共事業

問　屋形海岸周辺の公園化については、海水浴場の安全祈願祭の折に知った。また、木戸橋についても工事が始まって大分経過してから架け替えだとわかった。こうした公共